

平成 30 年度スポーツリーダー養成講習会
兼スポーツ少年団認定員養成講習会開催要項

1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートする「スポーツリーダー」養成を目的として、都道府県スポーツ少年団と共催により開催する。

併せて本講習会は、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、地域・市区町村においてスポーツ少年団の育成・指導にあたる「スポーツ少年団認定員」養成講習会を兼ねる。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
公益財団法人奈良県体育協会 奈良県スポーツ少年団

3. 後援

スポーツ庁

4. 会場・期日

<期日> 平成 31 年 2 月 16 日 (土) 受付 9 : 00 ~
平成 31 年 2 月 17 日 (日) 受付 9 : 00 ~

<会場> 奈良県産業会館 大会議室 5 階
〒635-0015 奈良県大和高田市 2 番 3 3 号
TEL : 0745-22-2727

5. 参加対象者

(1) スポーツ少年団に指導者登録している者

(2) 本年度もしくは次年度にスポーツ少年団の指導者登録が見込まれる者

※指導者登録は 20 歳以上です。

※登録団 1 団につき、複数名以上 (2 名以上) の有資格指導者 (認定育成員、または 認定員) の登録が義務づけられています。

6. 募集数

200 名程度

7. 講習内容

別紙日程表参照

※11 科目 14 時間の集合講習と自宅学習 (21 時間) 及び検定試験

8. 資格認定

ア. 対象者①の者

本講習会の全課程を修了し、検定試験に合格した者に対して、奈良県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において、日本スポーツ少年団指導者制度に基づく「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章および指導必携書を交付する。併せて「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツリーダー」資格を付与する

イ. 対象者②の者

全課程修了者は、次年度において指導者登録を確認し、9 月下旬に資格認定を行う。

ただし、登録行為がない場合は全課程終了の権利を喪失する。

ウ. 上記認定にあたっては、日本スポーツ少年団において認定料を必要としない。

9. 参加料

1人 3,240円(テキスト代含む)

※ 各市町村スポーツ少年団でまとめ、一括で納入

10. その他

資格認定者には、スポーツリーダー資格を付与します。

～スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン～

暴力0(ゼロ) 心でつなぐスポーツの絆

スポーツ少年団「認定員」資格認定基準要綱

1. 目的

スポーツ少年団「認定員」とは、地域における単位団活動の中心的指導者として、スポーツ少年団の理念にのっとり、その指導・運営にあたり、単位団内における育成母集団をはじめ、組織の強化をはかる者であり、奈良県のスポーツ少年団指導者の資質の向上をはかる。

2. 認定基準

下記のいずれかに該当する者はスポーツ少年団「認定員」として認定することができる。

- 1) スポーツ少年団に指導者として登録している、または次年度に指導者として登録予定の者で、所定の養成講習会を修了した者。

※ただし、後者の場合は次年度の登録確認をもって認定とする。

- 2) 3により市町村スポーツ少年団の推薦を受け、また、4により奈良県スポーツ少年団の承認を得た者。

3. 推薦基準

下記のいずれかに該当している者は、市町村スポーツ少年団の推薦を受けることができる。

- 1) 「シニア・リーダー」認定者で、スポーツ少年団に指導者として登録し、継続して活動している。
- 2) 「スポーツリーダー」資格を有しており、スポーツ少年団に指導者として登録している。
- 3) 「日本体育協会公認スポーツ指導者」資格を有しており、スポーツ少年団に指導者として登録している。

※ただし、「スポーツドクター」及び「スポーツデンティスト」資格は除く。

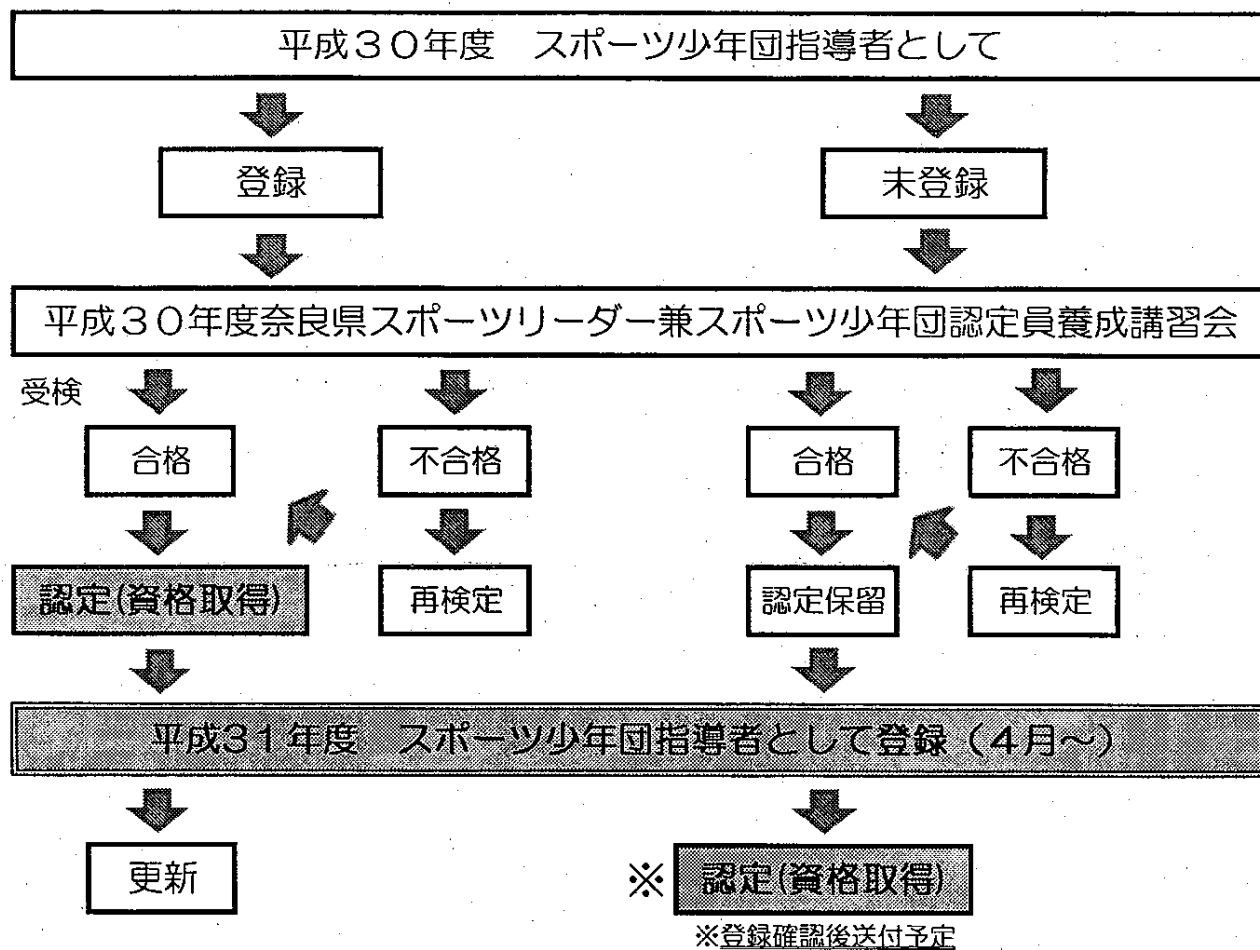
4. 承認基準

3により市町村スポーツ少年団の推薦を受けた者で、推薦のあった年度内に、所定の養成講習会を修了した者は奈良県スポーツ少年団の承認を得ることができる。

※ただし、試験は免除とする。

5. この要綱は平成25年12月14日に施行し、平成25年4月1日より適用する。

【 「認定員」資格取得までのながれ 】



* 「認定員」資格について *

- 「認定員」資格を取得した方は、自動的に日本体育協会公認の「スポーツリーダー」資格も付与されます。（「認定員」の認定証が「スポーツリーダー」認定証を兼ねています。）
- 検定試験に合格された方は、必ず平成31年度にスポーツ少年団指導者登録をしてください。
※登録期間 平成31年4月～8月
※登録されなかった場合は、「認定員」資格の認定ができません。

* 「スポーツリーダー」とは？ *

スポーツ指導者やボランティアに関する基礎的な知識を身につけ、地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダー的な存在として、活動できます。
また、認定後は、公認スポーツ指導者における資格取得の際、「共通科目・Ⅰ」の受講が免除されます。
※ただし、スポーツ少年団指導者としての登録がない場合は付与されません。

* 認定証発行について *

認定証について、30年度スポーツ少年団に登録されている方は、合格通知後、4月頃の発送予定です。
また、合格した方のなかでスポーツ少年団未登録で、4月からの登録者については、管轄の市町村が県への登録終了後の9月頃の発行となりますので、ご注意ください。

不明な点等、ご質問は下記までお問い合わせください。

公益財団法人奈良県体育協会 奈良県スポーツ少年団 TEL：0742-22-5791